

(改正後全文)

福島県農業振興公社気象災害に伴う 農地中間管理事業の賃料の取扱いに関する要領

第1 趣旨

公益財団法人福島県農業振興公社（以下「公社」という。）は、農地中間管理事業実施規程に基づき農地中間管理権を取得した農地（以下「賃貸農地」、及び公社が借り受けた相手を「賃貸人」、公社が貸し付けた相手を「賃借人」という。）について、気象災害により受けた被害により、賃借人から賃貸農地の賃料について支払猶予の申出があった場合については、この要領の定めるところにより取り扱うものとする。

第2 支払猶予の申出者

支払猶予の申出のできる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- 1 家屋、農業施設、農業機械等に被害を受け、生活再建や早期の営農再開のために、賃料の全部又は一部の支払が困難であると見込まれる者
- 2 公社に対して支払猶予を受けたい旨の申出をした者
- 3 前年度までの賃料を完納した者（未納解消を内容とする書面を公社と交わした者を含む。）

第3 借受農地管理等事業を活用して、賃借人の賃料を支払猶予する場合

1 対象賃料

賃貸農地に係る賃料

ただし、賃貸人から減免を受けられる賃料の額を除く。

2 支払猶予の措置

次のいずれかを選択できるものとする。

ただし、公社予算の範囲内で行うものとする。

- (1) 支払期日を、契約による支払日の属する年度の最終日以内で、別に定める日とする。（年度内延納）
- (2) 契約期間（現契約の期間満了後の更新見込み期間を含む。）内の3年を限度とする年賦均等償還とし、支払期日を各年度の賃料の支払日と同日とする。（次年度以降3年以内の分納）

3 申出の手続き

- (1) 賃料の支払猶予の申出をしようとする者は、賃料の支払猶予申出書（様式1）及び賃料の支払猶予を希望する理由書（様式1-1）を公社が別に定める日までに賃貸農地が所在する市町村長を経由して申出をするものとする。

ただし、賃貸農地が複数の市町村に所在する場合は、賃貸農地が最も多い市町村長を経由

して申出をするものとする。

- (2) 申出のあった市町村長は、申出者の被害が気象災害による県への被害速報の対象となったエリアの被害であること及び貸借人から賃料の減免を受けられるかどうかを確認・証明し、確認結果を賃料の減免意思確認一覧表（様式 1 - 2）を添付して公社へ送付（様式 2）するものとする。

この場合、申出者の被害を受けた所在地が複数の市町村に所在する場合は、申出があった市町村長は、被害が所在する市町村長に対し申出書の写しを送付するとともに、申出者の被害が気象災害による県への被害速報の対象となったエリアの被害であることの必要な確認・証明を依頼するものとする。

4 公社の対応

- (1) 申出を受けた公社は、賃借人の約定日の口座引落を一時停止するものとする。
- (2) 公社は、賃借人の農業経営の安定のため支払猶予をすることが適当と決定した場合は、賃料の支払猶予承認通知書（様式 3）を市町村長を経由（様式 4）して賃借人へ通知するものとする。

この場合、1 以外の賃料について、新たな振替期日を併せて通知するものとする。

- (3) 支払猶予をしない旨の決定をした場合は、賃料の支払猶予不承認通知書（様式 5）により(2)と同様に通知するものとする。

この場合、新たな支払期日を併せて通知するものとする。

- (4) (2)により賃料の支払猶予承認の通知を受けた賃借人は、速やかに賃料の支払確約書（様式 6）を公社へ提出するものとする。
- (5) 公社は、賃料の支払猶予期間について、その利息を課さないものとする。
- (6) 賃料の支払猶予後の遅延損害金の利率は、年利 14.6%とする。
- (7) 賃料の支払猶予承認又は不承認の通知があるまでの遅延損害金は課さないものとする。
- (8) 賃料の支払猶予を承認した場合は、その手数料は免除するものとする。

この場合、支払猶予対象外賃貸農地の賃料に係る手数料についても、再計算の上併せて通知するものとする。

第 4 その他

この要領に定めのない事項は、公社理事長が別に定める。

附則

この要領は、令和元年 10 月 31 日から施行する。

附則

この要領は、令和元年 11 月 11 日から施行する。